

# 官報

号外 昭和三十四年三月五日

## 第三十一次衆議院會議録 第二十二号

昭和三十四年三月五日(木曜日)

議事日程 第二十号

昭和三十四年三月五日

午後一時開議

第一 国内旅客船公団法案(内閣提出)

第二 道路法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十二年一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十三年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十三年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十三年度特別会計予備費使用総調書(その1)

第五 昭和三十三年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十三年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十三年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十三年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十三年度特別会計予備費使用総調書(その1)

第六 昭和三十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

第七 九州地方開発促進法案(小澤佐重喜君外六十二名提出)

第八 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案(内閣提出)

第九 海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 畑地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

第十三 糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十七 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十八 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十九 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十一 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 国内旅客船公団法案(内閣提出)

日程第二 道路法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十五 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後六時二十一分開議

○議長(加藤謙五郎君) これより會議を開きます。

日程第一 国内旅客船公団法案

○議長(加藤謙五郎君) 日程第一、国内旅客船公団法案を議題といたしました。委員長の報告を求めます。運輸委員會議事録内一雜君。

国内旅客船公団法案

右 国会に提出する。

昭和三十四年一月二十九日  
内閣総理大臣 岸 信介

国内旅客船公団法案

目次

第一章 総則(第一条-第八条)

第二章 役員及び職員(第九条-第十八条)

第三章 業務(第十九条-第二十条)

第四章 財務及び会計(第二十一条-第三十条)

第五章 監督(第三十一条-第三十二条)

第六章 雑則(第三十三条-第三十四条)

第七章 罰則(第三十五条-第三十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 国内旅客船公団は、国内旅客船の整備について、その資金の調達が困難である海上旅客運送事業者等に協力することにより、民生の安定に必要な航路の維持及び改善に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「海上旅客運送事業者」とは、海上運送法

(昭和二十四年法律第八十七号)

第三条第一項(一般旅客定期航路事業に係る部分に限る。)又は第二十一条第一項(これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による免許又は許可を受けた者をいう。

2 この法律において「国内旅客船」とは、海上旅客運送事業者の事業の用に供する船舶であつて、もつぱら遊覧の用に供するもの以外のものをいう。

3 この法律において「旅客船貸渡業者」とは、国内旅客船の貸渡(期間傭船を含む。)をする事業を営む者であつて、運輸大臣の指定するものをいう。

(法人格)

第三条 国内旅客船公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 公団は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 公団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

(登記)

第六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称使用の制限)

第七条 公団でない者は、国内旅客船公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法

行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

第九條 公団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

(役員)の職務及び権限

第十條 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行

3 監事は、公団の業務を監査する。

(役員)の任命

第十一條 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 理事は、理事長が運輸大臣の認可を受けて任命する。

(役員)の任期

第十二條 役員は、四年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員)の資格条項

第十三條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
- 二 海上旅客運送事業者、旅客船貸渡業者若しくは船舶若しくは

船舶用機関の製造若しくは修繕の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)

(役員)の解任

第十四條 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適用し認めるときは、その役員を解任することができ

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

二 職務上の義務違反があると

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第十五條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権)の制限

第十六條 公団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合

には、監事が公団を代表する。

(職員)の任命

第十七條 公団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質) 第十八條 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)の範囲

第十九條 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海上旅客運送事業者又は旅客船貸渡業者と費用を分担して国内旅客船を建造し、又は改造すること。

二 前号の規定により建造し、又は改造した国内旅客船を海上旅客運送事業者に国内旅客船として使用させること。

三 第一号の規定により建造し、又は改造した国内旅客船を海上旅客運送事業者又は旅客船貸渡業者に譲渡すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務)の方法書

第二十條 公団は、業務開始の際、運輸大臣の指示する方針に従つて業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業)年度

第二十一條 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算)等の認可

第二十二條 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、運輸大

臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十三條 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで

に完結しなければならない。

(財務)諸表

第二十四條 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」といふ)を作成し、決算完結後二月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するとき

は、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益)及び損失の処理並びに納付金

第二十五條 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 公団は、第一項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の

額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金)及び旅客船債券

第二十六條 公団は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は旅客船債券を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金

は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による旅客船債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、運輸大臣の認可を受け、旅客船債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるものは、旅客船債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還)計画

第二十七條 公団は、毎事業年度、長期借入金及び旅客船債券の償還

計画をたてて、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(余剰金の運用)

第二十八条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の基準)

第二十九条 公団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)

第三十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第五章 監督

第三十一条 公団は、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第三十二条 運輸大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十三条 公団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十四条 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十条第一項、第二十二

条、第二十六条第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

条、第二十六條第一項、第二十二

三 第六條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

四 第二十八條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十一條第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第三十七條 第七條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処す。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(公団の設立)

第二条 運輸大臣は、公団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 運輸大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対して出資金の払込の請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第五条 この法律の施行の際現に国内旅客船公団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を變更しなければならない。この場合において、第七條の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第六条 公団の最初の事業年度は、第二十一條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

第七条 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二條中「事業年度開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

第八条 公団は、運輸大臣の指定する旅客船貸渡業者が所有する国内旅客船であつて、昭和三十四年一月一日から公団の成立の日までに製造に着手したものについて、その建造に要した費用の一部を負担することができる。

2 前項の規定により公団が建造に要した費用の一部を負担した国内旅客船は、第十九條第二号から第四号までの規定の適用については、同条第一号の規定により建造した国内旅客船とみなす。

(登録法の改正)

第九条 登録法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第十九條第一号ノ次に次の

一ノ十 国内旅客船公団自己ノ

為ニスル登記又ハ登録

(印紙法の改正)

第十条 印紙法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第五條第六号ノ五ノ次に次の

一ノ七 国内旅客船公団ノ

発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第三條第一項第四号の次に

次の一ノを加える。

四ノ九 国内旅客船公団

(法人税法の改正)

第十二條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第四條第二号中「森林開発公団」

の下に、「国内旅客船公団」を加

える。

(地方税法の改正)

第十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第七十二條の四第一項第二号中

「森林開発公団」の下に、「国内旅客船公団」を加える。

(行政管理局設置法の改正)

第十四條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第二條第十二号中「森林開発公団」の下に、「国内旅客船公団」を加える。

(運輸省設置法の改正)

第十五條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第四條第一項第十五号の二の二

の次に次の一ノを加える。

三 昭和三十四年三月五日 衆議院會議録第二十二号 国内旅客船公団法案

三五三

十五の二の三 国内旅客船公団を監督すること。  
第二十三条第一項第三号の次に次の一号を加える。  
三の二 国内旅客船公団に關すること。

(離島航路整備法の改正)  
第十六条 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「十年以内」を「昭和三十四年三月三十一日まで」に改める。

理由

国内旅客船の老朽化の現状にかんがみ、これを計画的に整備することにより民生の安定に必要な航路の維持及び改善をはかるため、国内旅客船公団を設立することとし、その組織、業務、財務等について所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

報告書は會議録追録に掲載

堀内一雄君登壇

○堀内一雄君 たいま議題となりました国内旅客船公団法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
まず、本法案の趣旨を簡単に御説明いたします。

国内旅客船は、國民の交通確保、生活必需物資の輸送等、重大な使命を果しておりますが、その大半は法定の耐用年数をこえる老齢船によつて占められてゐる実情であります。一方、これらの海上旅客運送事業者の大部分は、その経営規模がきわめて小さく、また、事業の公益的性格のため収益率も低く、旅客船整備に要する資金を自力で調達することはきわめて困難な状態

に陥つてゐるのであります。本法案は、かかる資金調達が困難なる事業者を助けて、老齢船の代替建造または改造を計画的に推進させるため、政府出資の国内旅客船公団を設立いたしました。民生の安定上必要な航路の維持改善をはかるうとするものであります。次に、その内容のおもなる点を申し上げます。

第一点は、国内旅客船公団は、資本金二億圓、全額政府出資の特殊法人であります。役員は理事長一人、理事二人以内、監事一人として、その任免、職務権限等は他の公団とおおむね同様であります。

第二点は、公団は、海上旅客運送事業者等と費用を分担して国内旅客船の建造または改造を行い、これを海上旅客運送事業者に使用させるとともに、必要に応じて当該事業者にこれを譲渡することを本来の業務とするものであります。

第三点は、公団の業務方法書、予算、事業計画、資金計画、財務諸表及び決算報告書等については運輸大臣の認可または承認を受けなければならないことになっております。

第四点は、公団は運輸大臣の認可を受けて長期もしくは短期の借入金を受け、または旅客船債券を発行し得るよう定めようとするものであります。本法案は、一月二十九日日本委員会に付託せられ、二月三日政府より提案理由の説明を聴取し、同月十日以降五日間にわたり質疑が行われましたが、その内容は會議録により御承知願います。

かくて、三月三日、討論を省略し直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案通り可決いたしました。

なお、委員井岡大治君より、自由民主党並びに日本社会党を代表して、次の附帯決議が提出されました。  
すなわち、政府は、民生の安定に必要な航路の維持改善のため、すみやかに政府資金並びに航路補助金の増額、資金運用部資金の十分な確保、事業税、固定資産税の軽減、船員の福利厚生施設等の整備等をはかるべきであるとの趣旨であります。

右附帯決議案は、採決の結果、これまた全会一致をもって可決せられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 道路法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第三 道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第四 日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第二、道路法の一部を改正する法律案、日程第三、道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案、日程第四、日本道路公団法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長堀内一雄君。

道路法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
昭和三十四年二月二日  
内閣総理大臣 岸 信介

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路法の一部を改正する法律案(第四十八条の六)に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。  
第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るもの」にあつては、政令「を」を加える。

道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

4 道路等(軌道を除く。以下本項中同じ。)の管理者は、道路等を第四十八条の二第二項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下「自動車専用道路」という。)と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者の許可を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。

2 自動車専用道路の道路管理者は、前項前段の場合にあつては当該道路が当該自動車専用道路の効用を妨げない場合に限り、同項後段の場合にあつては当該交差が前条ただし書に規定する場合に該当する場合に限り、前項の協議に応じ、又は同項の許可を与えることができる。

4 出入の制限等 第四十八条の五 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。

2 道路管理者は、自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

4 道路管理者は、前条第一項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の

昭和三十四年三月五日 衆議院会議録第二十二号 道路法の一部を改正する法律案外二案

危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

第七十一条第四項中「道路管理者は、道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下本項及び次項中同じ。)に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同条第六項と、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 自動車専用道路の道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十八条の六の規定による権限を行わせることができる。

第七十六条第五号中「昭和二十六年法律第八十三号」を削る。

第九十六条第二項中「建設大臣若しくは一の」を「建設大臣(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた地方建設局長及び北海道開発局長を含む。以下本項から第四項まで中同じ。)、一の」に改め、同条第五項中「又は建設大臣」の下に「(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた地方建設局長及び北海道開発局長を含む。)」を加える。

第九十七条中「第四十八条の下に」第四十八条の二、第四十八条の四、第四十八条の五第二項、第四十八条の六を加え、「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同条の次に次の

の一条を加える。

第九十七条の二 この法律に規定する道路管理者である建設大臣の権限(第二十七条の規定により建設大臣が道路管理者に代つて行う権限を含む。)は、政令で定めるところにより、その一部を地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第九十七条第一項中「第四十七條第二項」の下に「又は第四十八條の六」を加え、同項に後段として次のように加える。

第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令に違反した者について、同様とする。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 道路運送法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

に第四十七條第三項を、第四十七條第三項並びに第四十八條の四第一項に改める。

第十三條の見出し中「運輸大臣」の下に「の協議及び運輸大臣」を加え、同条第一項中「あらかじめ」の下に「道路法第四十八條の二第一項の規定による指定を受けた道路にあつては運輸大臣と協議し、その他の道路にあつては」を加える。

第十七條第一項第八号中「又は第四十七條第三項を、第四十七條第三項又は第四十八條の四第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 道路法第四十八條の二第二項又は第二項の規定による指定をすること。

九 道路法第四十八條の四第一項の規定により許可をすること。

第十四條の二中「指定区内の一級国道に係るもの」に改め、その他の道路に係るものにあつては「(指定区内の一級国道にあつては、政令)を加える。

報告書は会議録に掲載) 道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

右 昭和三十四年二月二日 内閣総理大臣 岸 信介 道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

理由 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「昭和三十三年度」の下に「以降五箇年」を加え、同条第二項を削る。

この法律は、公布の日から施行する。

理由 道路整備緊急措置法による地方公共団体に対する道路の舗装その他の改善又は修繕に関する国の負担金の割合又は補助金の率について、昭和三十三年度以降において、昭和三十三年度と同様の取扱とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年三月五日 衆議院會議録第二十二号 道路法の一部を改正する法律案外二案 朗読を省略した報告

予算に定める金額の範囲内で、公団に出資することができる。第二十六条第四項中「道路債券の償還者」の下に及び公団に対して資金の貸付をしている国際復興開発銀行を加え、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき道路債券を引き渡す必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その道路債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託会社に委託することができる。

9 外資に關する法律(昭和二十五年法律第六十三号)第三条に規定する外国投資家が前項の道路債券を譲り受けたときは、当該道路債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 日本道路公団の資本金の増加、日本道路公団が国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れる場合における同銀行の償還者としての地位の保護等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕  
〔堀川恭平君登壇〕  
○堀川恭平君 たいま議題となりまして、道路法の一部を改正する法律案、道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び日本道路公団法の一部を改正する法律案の三法案につきまして

て、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、道路法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近時、自動車交通量の増加に伴い、東京都の大都市その他特定の地域における交通の混雑は、通常の道路整備をもつてしては解決できない状況となりつつあります。道路法の一部を改正して、自動車専用道路の指定という制度を新たに設け、自動車専用道路には、みだりに立ち入り、または自動車以外の方法による通行を禁止し、かつ、平面交差による支障を排除する等の新たな施策につき規定しようとするものであります。

次に、道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。今回の道路整備五年計画を実施するに当たりまして、道路整備の緊急性、地方財政の状況等を勘案いたしまして、昭和三十三年度以降四カ年間に於いても、昭和三十四年度以降四カ年間に於いても、高率の負担割合または補助率とする必要が考えられますので、道路整備緊急措置法第五条を改め、昭和三十三年度以降四カ年間に於ける地方公共団体に対するこれらの負担金の割合または補助金の率を、道路法等の規定にかかわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内で、政令で特別の定めをすることができるとするものであります。

最後に、日本道路公団法の一部を改正する法律案について申し上げますが、本案は、日本道路公団の事業の拡大に伴いまして、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるとして、この場合には、政府は公団に出資することができるといたしました。同時に、高速自動車国道の建設に要する資金を調達するために公団が国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れる場合における同銀行の償還者としての地位の保護等に関する規定を整備いたそうとするものであります。

右三法案は、去る二月二日日本委員会に付託せられた三月三日に至る間、一括して審査いたしましたのでありますが、その詳細は會議録に譲ることといたします。かくて、討論、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認められます。よって、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認められます。よって、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認められます。よって、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認められます。よって、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認められます。よって、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認められます。よって、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

森林開発公団法の一部を改正する法律 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律 酒税法の一部を改正する法律 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

〔見込額書受領〕  
一、去る三日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基き昭和三十四年度地方団体の歳入歳出の総額の見込額書を受領した。

〔政府委員承認〕  
一、去る三日加藤議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

〔政府委員命令通知受領〕  
一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、去る三日議長において承認した久田太郎を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

〔理事補欠選任〕  
一、昨四日文教委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

〔常任委員辞任〕  
一、去る三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

〔常任委員補欠選任〕  
一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

予算委員 高田 富之君 加藤 高藏君 成田 知巳君 廣瀬 勝邦君 廣瀬 勝邦君 日野 吉夫君

外務委員 高田 富之君 松浦 定義君 大蔵委員 高田 富之君 横路 節雄君 農林水産委員 大森 玉木君 加藤常太郎君 金丸 信君 三和 精一君 神田 大作君 堂森 芳夫君 中村 時雄君 松浦 定義君 菊池 義郎君 武知 勇記君 橋本 正之君 山口六郎次君 高田 富之君 小平 忠君 久保田 豊君 橋本 正之君 大森 玉木君 武知 勇記君 金丸 信君 橋本 正之君 加藤常太郎君 山口六郎次君 加藤常太郎君 片島 港君 横山 利秋君 神田 大作君

予算委員 橋本 正之君 大森 玉木君 山口六郎次君 加藤常太郎君 片島 港君 横山 利秋君 神田 大作君

〔常任委員補欠選任〕  
一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

〔常任委員補欠選任〕  
一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

〔常任委員補欠選任〕  
一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

〔常任委員補欠選任〕  
一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

予算委員  
古井 喜實君 永井勝次郎君  
廣瀬 勝邦君 阿部 五郎君  
成田 知巳君 森本 靖君  
一、昨日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員  
松浦 定義君 高田 富之君  
大蔵委員  
中村 時雄君  
農林水産委員  
山口六郎次君  
橋本 正之君 菊池 義郎君  
武知 勇記君 久保田 豊君  
小平 忠君 高田 富之君  
横路 節雄君 金丸 信君  
三和 精一君 加藤常太郎君  
大森 玉木君 松浦 定義君  
神田 大作君 堂森 芳夫君  
商工委員  
堂森 芳夫君  
通信委員  
堂森 芳夫君  
金丸 信君 武知 勇記君  
建設委員  
大森 玉木君 橋本 正之君  
予算委員  
加藤常太郎君 山口六郎次君  
決算委員  
上林與市郎君 神田 大作君  
横山 利秋君

(議案提出)  
一、去る三日議員から提出した議案は次の通りである。  
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(關谷勝利君外八名提出)  
一、昨日議員から提出した議案は次の通りである。  
台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部を改正する法律案(井手以誠君外二十三名提出)  
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(西村力弥君外三名提出)  
一、昨日内閣から提出した議案は次の通りである。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案  
日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書  
(議案受理)  
一、昨日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。  
消防法の一部を改正する法律案  
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案  
株式会社の新再評価立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四十七号)(参議院送付)  
地方行政委員会 付託  
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四十六号)(参議院送付)  
株式会社の再評価立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四十七号)(参議院送付)  
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一七八号)  
以上三件 大蔵委員会 付託  
社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第六十六号)(参議院送付) 社会労働委員会 付託  
工場立地の調査等に関する法律案(内閣提出第一三五号)(参議院送付) 商工委員会 付託  
中小型船舶造船業合理化臨時措置法案(内閣提出第一三六号)(参議院送付) 運輸委員会 付託

日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書  
通信委員会 付託  
(議案送付)  
一、去る三日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。  
皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案  
一、去る三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。  
昭和三十四年度一般会計予算  
昭和三十四年度特別会計予算  
昭和三十四年度政府関係機関予算  
就学困難な児童及び生徒のための教科用図書への給付に対する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案  
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
(議案通知)  
一、去る三日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
地方自治法の一部を改正する法律案  
(議案通知書受理)  
一、昨日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案  
開拓融資保証法の一部を改正する法律案  
森林開発公社法の一部を改正する法律案  
昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案  
酒税法の一部を改正する法律案  
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案  
(議案撤回)  
一、昨日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。  
寒冷地畑作農業振興臨時措置法案(芳賀實君外十七名提出)

日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書  
通信委員会 付託  
(議案撤回通知)  
一、次の議案は昨日参議院において撤回を許可した旨参議院に通知した。  
寒冷地畑作農業振興臨時措置法案(芳賀實君外十七名提出)  
(質問書提出)  
一、昨日議員から提出した質問主意書は次の通りである。  
国土開発融資自動車道建設に関する質問主意書(竹谷源太郎君提出)  
(答弁書受理)  
一、去る三日内閣から次の答弁書を受領した。  
酪農振興基金の業務運営に関する質問主意書  
右の質問主意書に提出する。  
昭和三十四年二月二十四日  
提出者 春日 一幸  
参議院議長加藤謙五郎殿  
酪農振興基金の業務運営に関する質問主意書  
酪農振興基金は、牛乳の生産と消費との間に、乳業の特性上一時的に季節的あるいは地域的な不均衡の発生が免がれがたいのみならず、酪農業の発展とともに需給の不均衡が激化し、ために生乳取引の混乱を来した。これに起因して、昭和三十三年に酪農振興基金法に於いて、酪農振興基金の業務運営に關する質問主意書

従つて基金の業務運営は、右設立の本旨に従ひ、忠実、適正かつ迅速に行われるべきものと考へ、適正かつ迅速に、基金の業務運営の現状にはこの点にはなほ適切に欠くものがあるやに見え、次の諸点に關する政府の所信ないしは所見を詳細に明らかにせられたら、

一 設立の本旨に即する業務運営の根本方針の確立  
基金は、国の酪農安定対策の一環として、特に酪農業者を対象として設けられた信用補完制度であつて、この意味において通常の中小企業に對する信用補完制度とは同日に語すべきではない。  
すなわち通常の中小企業に對する信用補完制度が原則として金融ベースに立脚して運営せられるのに對し、本基金は金融ベースを全然無視するわけではないが、積極的にこれを補完し、むしろ政策金融の推進に重点を置いて、これを運営するの重点ともよく設立の本旨に適合するゆゑといふべきである。

二 保証契約締結手続の改善  
酪農安定対策上基金に負荷せられた使命の重大性にかんがみ、従来金融ベースから除外されていた中小乳業者等の信用を補完し、進んでこれを金融ベースに乗せるため、基金自ら保証の要否を査定し、保証限度額を決定すべきが至当である。

従つて保証契約締結の手続としては、原則としてまず農林当局が

事前審査を行つて特認を与え、基金はこれに基づいて査定を行い、その結果を金融機関に通知して、金融機関から被保証人からの書類を基金に送付された上、保証契約を締結することにすべきものと考へるがどうか。

三 基金の余裕金運用方法の改善  
基金の余裕金は、基金の使命にかんがみ、極力金融機関の貸出意欲を助長刺激し、かつは基金の業務運営を円滑にするため、原則としてこれを金融機関に預託するのが適切妥當の措置と考へる。

しこうして預託の方法としては、たとへば基金の業務預託率は二十パーセントとし、それ以上は指定預託とすることにより、金融機関との間の緊密な連絡とその積極的協力を確保することができると考へるがどうか。

四 担保徴求についての方針  
信用保証に際しては、原則として担保を徴求することと思ふが、実情に応じ特に必要と認めるときには無担保の例外的取扱をなす意思があるかどうか。

また担保徴求の主体は基金とし、融資手続上及び金融機関に求償権行使を委託する都合上、便宜担保徴求事務を金融機関に代行させることとするのが、本基金制度の性格上きわめて適切妥當と考へるがどうか。

なお設備資金に対する担保物件の掛目は建ち上り担保の八パーセントとし、運転資金については融資保証額の二パーセントを連帯積立させ、協同組合をして共済制を行わさせることが実情に即する措置と考へるがどうか。

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

五 保証業務の早急実施  
乳業設備は、冬季行方を常識とし、本年二、三月に金融を得なければ一年の遅延と等しい結果に終るので、設備転換資金については、建ち上り担保をもつて二月中に半額、三月末の設備完成時期までに残り半額を融資し得るよう、農林当局において積極的に保証業務促進の措置を採るべきものと考へるがどうか。

六 設備転換資金貸出遅延の理由  
農林当局においては、昨年十一月月中旬設備転換希望中小乳業者を東京に召集し、個々にわたり詳細にその設備内容を調査したにもかかわらず、特認保証に効果ある可否の結論を決定しないでじんと時日を徒過し、また中小乳業者が本年早々設備明細書を基金並びに融資先金融機関に提出したにもかかわらず、今日までならこれに對する措置が採られていないのは、農林当局及び基金のほうにない怠慢と考へるがどうか。

七 免責事項適用の緩和  
過去における経過にかんがみるときは、中小乳業の設備転換は本来昭和三十三年の加糖乳製品に對する砂糖消費税免稅の撤廃措置と併行して行われるべきのものであつたにもかかわらず、酪農振興基金法の制定を見たのは昨年四月であり、同法は五月十六日に施行されたにもかかわらず、基金が設立されたのは遙かに遅れた十一月十日であり、事情のいかんはともあれ、政策効果を減殺したと實にはなほだしいものがあるといわざるを得ない。この間中小乳業者の

困窮は慢然と看過され、ために中小乳業者は自主的努力によつて後日の基金保証を期待して設備転換資金の調達をつながざるを得なかつた実情にあるのである。これひとえに基金の発足が著しく遅延したことに基因するものであり、中小乳業者の責任に転嫁させるべき筋合のものではない。

昭和三十四年三月三日  
内閣総理大臣 岸 信介  
衆議院農林水産部次長 藤田 信  
衆議院議員春日一幸君提出酪農振興基金の業務運営に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

一 酪農振興基金法成立に際しては、衆議院農林水産委員会において、酪農振興基金の設立及び運営にあつては主として中小乳業者及び生乳の生産者の経営が安定することとなるようその指導に万全を期すべき旨の附帯決議がなされ、政府としてこの趣旨を体し指導を行つてきた。これにより基金に對する民間出資額一億四千万円のうち七千四百四十万円が中小乳業者によつて出資され、また業務の運営もつぱら中小乳業者が対象として行われているという状況である。

二 基金の保証限度額は、業務方法書において被保証人の払込済出資額の十倍と定められており、これをこえる例外的保証は、大かんだ加糖乳製品の設備転換等その資金の性質から必要やむを得ないと認められるものについて行いうるものである。

三 余裕金の運用については、貴意見のとおり金融機関に預託するのは適當と考へる。預託の方法については、出資者に対する金融機関の融資が円滑に行われるように配慮したい。食糧証券の購入は、短期にしかも効率の高い余裕金運用を図りつつ右の方針を実施するための経過的措置である。

四 担保の問題は、被保証人の資産信用の状況いかんにより個別的具体的に決定せらるべきもので、その事情により無担保の取扱が行われることは当然ありうると考へている。

担保管理の自主性を与え、責任を分担させることが基金の業務運営の効率化及び事故発生防止のため必要と考へるが、なお、個々の事例に則して検討したい。

五 保証業務の実施については、貴意見のとおりできるだけ早く設備転換資金の保証を行いうるようその促進につき指導の万全を期し、御趣旨の結果が得られるよう努力したい。

六 基金は、新設間もないという事情があるためその業務運営の監督責任上基金とともに設備計画について調査した。基金は、目下その調査結果に基づき金融機関との折しと考へており、資料の整備したもとのについては近々保証を行いうる体制にある。資料の不十分なものについては、目下その整備につき努力している。

七 設備転換資金については、趣旨にそいふような方向で考慮したい。

また、担保徴求の主体を基金にすべきであるという点については、現実に融資を行う金融機関に

り、また、現在至急に保証を行へる大かんだ加糖乳製品製造設備転換資金についても、同様である。以上により明らかになつたように基金は、その設立の趣旨にそい、主として中小乳業者等に積極的に保証を与えることを業務運営の方針として行っている。

定価 一部 十五円  
(但し長尺紙は二十円)  
(郵送料別)  
発行所 東京都新宿区南谷本村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段四三三二一五五五